

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 訪問看護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<訪問看護・介護予防訪問看護 共通>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
短時間かつ頻回な訪問看護のニーズに対応したサービス提供の強化	○所要時間毎の報酬の見直し ○20分未満の要件の変更 ・(介護予防)訪問看護を24時間行うことができる体制がある。 ・ケアプラン、(介護予防)訪問看護計画に20分以上の(介護予防)訪問看護が週1回以上位置付けられている。	◇【訪問看護ステーションの場合】 改正前 20分未満 285単位/回 30分未満 425単位/回 1時間以上1時間30分未満 1,198単位/回 改正後 316単位/回 472単位/回 1,138単位/回 ◇【病院又は診療所の場合】 改正前 20分未満 230単位/回 30分未満 343単位/回 1時間以上1時間30分未満 845単位/回 改正後 255単位/回 381単位/回 811単位/回	●前回(介護予防)訪問看護を提供してから、2時間未満の間隔でサービスを提供する場合、それぞれの所要時間を合算する。(状態変化等による緊急の場合を除く) 例)10時と11時にそれぞれ30分未満のサービスを提供した場合 →合算して30分以上1時間未満で算定 ●看護職員又は理学療法士等がサービスを提供し、続いて同じ職種の別の者がサービスを提供した場合も合算する。 ●看護職員又は理学療法士等がサービスを提供し、続いて違う職種の者がサービスを提供した場合はそれぞれ算定できる。	1(1)H12告示19 P10 1(4)H18告示127 P116 2(1)H12通知36 P339 2(3)H18通知0317001 P434	必要
	○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という)が、(介護予防)訪問看護を行った場合の単価の変更	◇理学療法士等による訪問の場合 変更前 30分未満 425単位/回 30分以上60分未満 830単位/回 ↓ 変更後 316単位/回(1回当たり20分以上)	●1日に3回以上サービスを提供した場合、1回につき90/100に相当する単位を算定 例)午前に20分、午後20分×2回 計3回 この場合、 316単位×90/100=284.4(四捨五入) 284単位×3回=852単位 ●1週間に6回を限度	1(1)H12告示19 P10 1(4)H18告示127 P116 2(1)H12通知36 P339 2(3)H18通知0317001 P434	
利用者の状態に応じた訪問看護の充実を図る	○特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態 ○特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等	◇特別管理加算 改正前 特別管理加算 250単位/月 ↓ 改正後 特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月 特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月	●区分支給限度基準額の算定外	1(1)H12告示19 P12 1(4)H18告示127 P118 2(1)H12通知36 P341~342 2(3)H18通知0317001 P436	必要

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
初回の訪問看護の提供した場合の手間を評価	○新規に(介護予防)訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合	◆初回加算 300単位/月 ※初回のサービスを提供した月に算定する	●過去2月間において、当該(介護予防)訪問看護事業所からサービスの提供(医療保険も含む)を受けていない場合であって、新たに(介護予防)訪問看護計画を作成した場合に算定 ●考え方は訪問介護の初回加算と同様(国に確認済)	1(1)H12告示19 P13 1(4)H18告示127 P118 2(1)H12通知36 P342 2(3)H18通知0317001 P437	
退院後、訪問看護の提供の円滑化	○病院、診療所又は介護老人保健施設に入院(所)中の者に対して、看護師等が主治医等と連携し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を利用者またはその看護に当たっている者に対し文書により提供した場合	◆退院時共同指導加算 600単位/回 ※退院、退所後の初回のサービスを提供した月に算定する。 ※当該退院・退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限る。	●准看護師が行った場合は、算定できない。 ●初回加算を算定する場合は、算定しない。 ※当該加算と初回加算の算定要件をどちらも満たす場合は、事業者の選択によりどちらか一方を算定する。(国に確認済) ●1月に複数回入退院を繰り返した場合、当該要件を満たした上でサービスを提供した場合、複数回当該加算を算定できる。(国に確認済) ●当該加算を算定する月の前月に指導を行った場合も算定可	1(1)H12告示19 P13 1(4)H18告示127 P118 2(1)H12通知36 P342～P343 2(3)H18通知0317001 P437	
◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】 については、「サービス共通事項」に記載のとおり					

<訪問看護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
短時間かつ頻回な訪問看護のニーズに対応したサービス提供の強化	○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し、看護職員が訪問看護を提供した場合	◆指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,920単位/月 ◆要介護5の利用者の場合 800単位加算	●訪問看護を24時間提供できる体制にあり、緊急時訪問看護加算体制を届け出ていること ●次の場合は日割り計算により算定する。 ・月途中の開始又は終了 ・ショートステイを利用した場合その期間を除く ・月途中で要介護5→要介護4以下 又は 要介護4以下→要介護5 ・月途中で、医療保険適用となった(特別指示書交付、厚生労働大臣が定める疾病等の状態) ●当該報酬を算定する場合、1人の利用者に対して複数の事業所が訪問看護を提供することはできない。(国に確認済)	1(1)H12告示19 P10～P11 2(1)H12通知36 P340	必要

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
在宅での看取りの対応を強化	○算定要件の緩和	◇ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険の訪問看護の提供を受けている場合1日）以上ターミナルケアを行った場合	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスのターミナルケア加算、医療保険の訪問看護におけるターミナルケア療養費及び在宅ターミナルケア加算は算定できない。	1(1)H12告示19 P12～P13 2(1)H12通知36 P342	必要
医療保険の訪問看護の利用者に対する評価の適正化	○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 ○急性憎悪等により、特別な指示があった場合	◆医療保険の訪問看護を利用している場合の減算 96単位/日 ※指示の日数に応じて	●医療機関の訪問看護(みなし)の利用者について、急性憎悪等により一時的に医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護の理由、その期間等について、診療録に記録する。	1(1)H12告示19 P13 2(1)H12通知36 P342	
介護職員によるたんの吸引等に係る訪問介護事業所との連携を評価	○訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等を行った場合	◆看護・介護職員連携強化加算 250単位/月 ※1月に1回に限り	●訪問看護を24時間提供できる体制にあり、緊急時訪問看護加算体制を届け出ていること ●たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行う。 ●訪問介護員との同行訪問や安全なサービス提供体制整備等を目的とした会議に出席した場合、その日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算する。	1(1)H12告示19 P13 1(4)H12通知36 P343	

②人員基準関係

<訪問看護・介護予防訪問看護 共通>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
人員基準の改正		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業者が、指定(介護予防)訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が一体的に運営されている場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うこととして必要とされている看護師等の員数の基準を満たしていることをもって、指定(介護予防)訪問看護を行うこととして必要とされる看護師等の員数の基準を満たしているものとみなす。		1(9)H11省令37 P230 1(10)H18省令35 P240
人員基準の改正		指定複合型サービスを行う事業者が、指定(介護予防)訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が一体的に運営されている場合には、指定複合型サービスを行うこととして必要とされている看護師等の員数の基準を満たしていることをもって、指定(介護予防)訪問看護を行うこととして必要とされる看護師等の員数の基準を満たしているものとみなす。		1(9)H11省令37 P230 1(10)H18省令35 P240

介護報酬改定資料 ～（介護予防）訪問看護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	… P10～13
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生省告示第 127 号）	… P116～118
3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 37 号）	… P230
4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指 定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	… P240
5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問 通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企 第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P339～343 準用 P343
6 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老 計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生 労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	… P433～437 準用 P430 準用 P333
7 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準 について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉 局企画課長通知）	… P525～526

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであ
り、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。